

入会規約

1. 参加資格

- ・心身ともに当スタジオの運動プログラムに参加できる状態であること。
- ・未成年者の場合、本人とその親権者が連署した上、申し込みとする。
(この場合、親権者は自らが会員となった場合と同様に、本施設の入会規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとする。)
- ・医師より運動を禁止されてない方。
- ・他人に感染する恐れのある疫病などにかかっていない方。
- ・暴力団員及び暴力団関係者でない方。
- ・過去に当スタジオにおいて、除名退会および規約違反退会したことがない方。

2. 目的

- ・QOL(クオリティー オブ ライフ) 生活の質の向上。
当店に通うことにより、体を動かす楽しみを知り、健康維持、健康増進、ストレスの解消やダイエット、及び会員様のコミュニケーションの場としても利用してもらい、スポーツ活動を通して、当スタジオ会員様のQOLの向上を目指す。

3. 会員制度

- ・当スタジオに入会される方は本規約を了承し、本規約に基づく諸契約を当スタジオと書面にて相互締結しなければならない。
- ・当スタジオを利用する際は、常に会員証を提示しなければならない。
- ・当スタジオの会員資格及びその権利は他に譲渡できない。

(個人情報保護)

当スタジオが知り得た個人情報は、当社個人情報保護方針(プライバシーポリシー)に則り、法令遵守の上、厳正な取り扱いを致します。

(通知方法)

本会則及び当スタジオの諸規則に関する通知または予告は所定の場所に掲示する方法により行うものとします。

(会則の発効)

本会則は入会時より発効致します。

4. 自己管理

- ・会員が当スタジオの利用に際して生じた怪我及び事故については当スタジオは一切損害賠償の責を負いません。

- ・会員が当スタジオの利用に際して生じた盗難につきましては当スタジオは一切損害賠償の責を負いません。
- ・会員が当スタジオの利用に際して生じた紛失につきましては当スタジオは一切損害賠償の責を負いません。
- ・会員が当スタジオの利用に際して生じた毀損につきましては当スタジオは一切損害賠償の責を負いません。

5. 利用料金

- ・当スタジオは会員登録及びチケット制になっております。一旦、お支払い頂いた入会金、事務手数料及び月会費、チケット等は、いかなる理由でもご返金できません。
- ・ご利用有効期限を過ぎたチケットは、ご利用できません。
- ・当スタジオは本会則に基づく会費等を会員の承認を得ることなく変更できるものとします。この場合、当スタジオは全会員にこれを告知しなければならない。

6. 退会・除籍

- ・会員が当スタジオを退会する場合には、在籍最終月の毎月15日までに当スタジオ所定の退会届を提出するものとします。提出期日以降の手続きに関しては翌月分の月会費の納入義務が生じます。退会届は会員本人、未成年の場合は会員本人もしくはその保護者が当スタジオにて行います。尚、電話・ファックス・Eメール等による届出はできません。また、退会届が提出されない限りは、当スタジオに在籍となり、理由の如何を問わず、会員には月会費の納入義務が生じます。会費等に未納金がある場合には全て完納するものとします。また、会費等の返還は行いません。

(除籍等)

当スタジオは会員が次の各号に該当すると認めた場合或いは当スタジオ会員としてふさわしくないもしくは適当でないと判断した場合は入場禁止もしくは除籍することができます。

1. 本会則、その他当スタジオの定める規則に違反したとき。
2. 当スタジオの名誉を毀損し、または秩序を乱したとき。
3. 故意または重大な過失により、当スタジオの施設、設備などを破壊したとき。
4. 会費等を2ヶ月以上滞納し、請求があっても納入しなかったとき（但し、滞納分につきましてはご請求をさせていただきます）。

5. 当スタジオの指示に従わないなどの行為により運営に支障をきたしたとき。
6. 入会に際して虚偽の申告をしたとき。
7. 他の会員に著しく迷惑となる行為をしたとき。

5. 責任

・（変更事項の届出）

会員は、住所、氏名、電話番号、届出金融機関口座の変更があった場合には速やかに当スタジオに届けるものとします。

会員種別の変更の際は、変更希望月の前月 **15日**までに所定の手続き及び手数料を支払うことが必要になります。

・（会員の損害賠償責任）

会員は当スタジオ内において自己の責に帰すべき事由により当スタジオまたは第三者に損害を与えた場合にはその賠償の責に任ずるものとします。ビジターについても同様とし、会員が連帯して責を負うものとします。

・（責任事項）

当スタジオは、損害及び疾病、窃盗その他事故につき、明らかに当スタジオの責に帰すべき事由がある場合を除き一切の責任を負わないものとし、会員は損害賠償の請求を行わないものとします。

・（会則の改定）

当スタジオは必要に応じ、会則の改定を行うことがあります。

なお、改定した内容は全ての会員に適用するものとします。

・（施設の閉鎖及び利用制限）

次の各号に該当するとき、諸施設の一部または全部を閉鎖、もしくは休業することができます。あらかじめ予定されている場合は、原則として一ヶ月前までに会員に対しその旨を告知します。諸施設の一部または全部を閉鎖、もしくは休業する場合であっても、会社は会員に対し特別な補償は行いません。

1. 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で当スタジオの業務遂行に支障があるとき。
2. 施設の点検、改造または補修工事実施のとき。
3. 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
4. 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
5. その他やむを得ない事由が発生したとき。

Yoga&Diet kickboxing

～Raftel～ラフテル

代表 斉藤 芳和